

「出世の街 家康 SHOP」屋外飲食スペース 出店要項

1 目的

「どうする家康 浜松 大河ドラマ館」にお越しいただいた来場者に飲食の販売を行い、浜松市の食材や食の魅力を広めることを目的とする。

2 出店可能期間

～令和6年1月14日（日） *期間中無休（予定）

3 出店時間

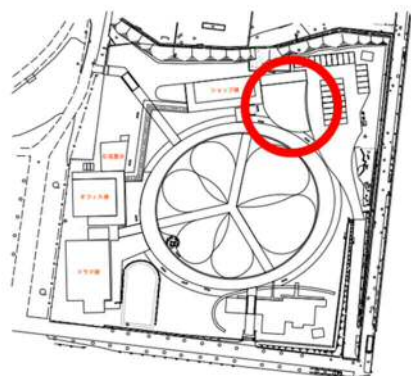
午前10:00 ～ 午後6:00

※大河ドラマ館開館時間により変更あり。

4 出店位置

浜松市中区元城町 102-1

「出世の街 家康 SHOP」東側 屋外飲食スペース



5 出店要件

(1) 出店資格

次の要件を全て満たす法人又は個人に限りお申し込みいただけます。

- ①目的に賛同し同意できる者
- ②浜松市内で生産、栽培、漁獲される農林水産物又はそれらを主に用いた加工品
但し、管理者規定にそぐわない地産地消商品は NG の場合がある
- ③浜松市内で製造される製品又は自社ブランドとして販売されている商品
- ④浜松市内で営業を許可されている公的機関が発行する営業許可証を有すること
(営業許可証に 記載された営業の種類が、自動車による飲食店営業、菓子製造業又は喫茶店営業であること)
- ⑤出店期間において営業許可証の期限が有効であること
- ⑥食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者
- ⑦食品賠償保険等に加入している者
- ⑧保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理）ができるもの

(2) 申込制限

次のいずれかに該当する法人又は個人は、利用申込をすることができません。

- ①過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者
- ②代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者であって復権を得ない者
- ③法律行為を行う能力を有しない者
- ④会社更生法に基づき更生手続きを開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ⑤屋外飲食スペースの円滑な運営に支障をきたす又はその恐れがある者
- ⑥反社会的勢力の関係者及びその繋がりがあるとされる者

6 設備

電気・給排水設備は原則利用不可。各自でお持ち込みください。

常設の飲食用のテーブル・椅子があります。

7 利用料金

売上（税込）の15%

8 その他留意事項

- (1) 店舗の搬入・搬出は出店者各自で行うこと
 - (2) 電力、調理用の水、その他販売に関わるものは、出店者各自で用意すること
 - (3) 調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置すること
 - (4) 出店日には自身でゴミ箱を設置し、排水と共に各自で持ち帰ること
- ※店頭へ「こちらで購入後に出たゴミは、こちらのゴミ箱へ捨ててください」等の掲示や声かけを行い、周知すること
- (5) 販売終了後は、設置前と同じ状況へ戻すこと（原状復帰）
 - (6) 販売品についての事故や苦情は、出店者の責任とし、迅速に対応すること
 - (7) 食中毒予防のため、保健所による改善指導を受ける場合がある
 - (8) 出店者の備品の破損、紛失等について、「出世の街 家康 SHOP」は一切責任を負わない
 - (9) 出店事業者は、「出世の街 家康 SHOP」の出店場所の調整に対し誠意をもって努めること
 - (10) 「出世の街 家康 SHOP」の運営方針に反する行為、虚偽の申請をした場合、連絡なく出店の取りやめをした場合、事業者登録を取り消すことがある

9 申込方法

別紙：「出世の街 家康 SHOP 屋外飲食スペース 参加表明書」をご記入の上、info@shizuin-hama.jp へお送りください。

出店に必要な提出書類について連絡をさせていただきます。

※出店には審査をさせていただきます。予めご了承ください。

10 お問い合わせ先

「出世の街 家康 SHOP」屋外飲食スペース窓口

静岡県飲食業生活衛生同業組合 森本

TEL 053-411-6133

E-mail info@shizuin-hama.jp